

議長	<p>議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の江原良弘委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
4番	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、3月23日に吉田彰宏推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字下名栗字小沢名土地内にある畑2筆751㎡です。</p> <p>農地の現況ですが、保全管理されておりました。</p> <p>周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、江原良弘委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は現在、市内の賃貸住宅に妻と子の5人で居住をしておりますが、夫は都内の会社に勤め、妻は菓子職人をしております。夫婦それぞれが仕事を続けていくためにも、店舗併用住宅であれば妻が子育てをしながら菓子職人として商品を作ることが可能であることから、店舗併用住宅の建築を検討したものです。また、通勤環境や店舗経営に係る条件等を満たす土地を他の土地でも探しておりましたが、条件に見合う場所が無く、今回の申請地であれば、都心への通勤の利便性及び店舗としての立地条件などにも合うことから、当該申請地に建築したく申請をするものです。</p>

	<p>申請年月日は、令和5年3月6日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費、その他に対し、自己資金と融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	<p>同行して調査していただいた吉田彰宏推進委員から、何か意見等預かっていますか。</p>
4番	<p>申請地の中にある土地の段差について指摘がありました。土地の造成などする計画ですか。</p>
事務局	<p>計画はございません。既存の形状のままの計画です。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
3番	<p>店舗併用住宅ですが、どういった店舗ですか。</p>
事務局	<p>カフェです。</p>

議長	店舗を経営される方は、地元の農産物を利用していききたいと聞いておりますが、いかがでしょうか。
事務局	はい、その計画です。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。
	続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。
	地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。
6番	議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、3月23日に大野忠司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。
	申請地は、大字唐竹字横道下地内にある畑1筆417㎡です。
	農地の現況ですが、保全管理されておりました。
	周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。
	以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。
	申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
	現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。
	申請人は市外の賃貸住宅に居住しております。
	申請人は、候補地の条件として、豊かな自然環境の中で十分な広さがあり、趣味のアウトドアや家庭菜園が楽しめ、かつ、通勤が可能なところを

検討しておりました。市内の土地で検討を重ね適地を探していたところ、申請地が譲り受け可能であることが分かり、申請をするものです。

申請年月日は、令和5年3月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた大野忠司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

6番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

3番

申請地の南側の土地は、地目が農地ということですか。

事務局

そのとおりです。

3番

申請地南側にある土地の地目を教えてください。

事務局	農地が2筆、宅地1筆です。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。
	続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって大河原佐智子委員より現地調査報告をお願いいたします。
7番	議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、3月23日に的板徳市推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。
	申請地は、大字下畑字渡戸原地内にある畑1筆499㎡です。
	農地の現況ですが、保全管理されておりました。
	周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。
	以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。
	説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。
	申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
	現地の状況については大河原佐智子委員の説明のとおりです。
	申請人は、現在、市外の賃貸住宅にて妻と子どもの4人で居住をしております。
	申請人は、以前から、自然環境が豊かな場所で家庭菜園などをしながら生活できる一戸建ての住宅の建築を希望し、現住所の周辺から土地を探してきましたが、条件に合うところがなく、通勤可能な距離まで選定範囲を

広げ検討していたところ、農のある暮らし「飯能住まい」制度があることを知り、当該申請地が希望の条件を満たしていたことから、制度を活用し申請をするものです。

飯能住まい制度としては67件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和5年3月6日、同日農業委員会受付となっています。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、自己資金と融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた的板徳市推進委員から何か意見を預かっていますか。

7番

特段問題ないとのことでした。

議長

同行して調査しましたが、大河原佐智子委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

5 番	申請地の北側農地への影響はありませんか。
事務局	北側の農地と申請地の土地所有者とは同一ですので、問題はありません。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5 - 3 について、許可すべきものとして賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第 2 号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第 2 号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。
	【議案書読み上げ】
	なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	<p>それでは、議案第 2 号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。</p> <p>整理番号 1 番の方は、利用権の設定の更新になります。 経営作物は、有機農法での少量多品目の露地野菜になります。 販路としては、個人宅への配送などです。</p> <p>整理番号 2 番の方は、新規での利用権の設定になります。 経営作物は主に多品目の固定種などの露地野菜を作付けしております。 販路としては、主に個人宅への販売や市内のお店、飲食店への卸しなどです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の第 1 号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。</p> <p>次に、第 2 号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。</p> <p>また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと認められると判断されます。</p> <p>以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。 説明は以上です。</p>

議長	それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。
議長	整理番号2番の方は、利用集積が広範囲ですが農地の管理体制はいかがでしょう。
2番	地元の方からは、管理体制の不備などの話は聞いておりません。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	【全員挙手】
議長	<p>全員賛成でございますので、承認することといたします。</p> <p>続きまして、報告第1号農地法第3条の規定による許可の取消し及び、報告第2号農地法第5条の規定による許可の取消し及び、報告第3号農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の非農地通知及び、報告第4号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第5号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。</p>
	【なしの声あり】
議長	<p>なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
	【案件4「その他」に記載】
議長	<p>以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。</p>
事務局	閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	<p>以上をもちまして、令和5年3月飯能市農業委員会総会を閉会します。</p>